

東京都議会議員選挙 投票日 6月22日(日)

郵便等投票制度のごあんない

郵便等投票制度

郵便等投票は、身体に重度の障害がある方や、介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」の方で、投票日に投票所へ行くことが困難な場合に、ご自宅などで投票用紙に記載をし、郵送で投票する制度です。

次の要件に当てはまる方は、この制度をご利用ください。

郵便等投票ができる方

別表1のとおり

郵便等投票証明書の申請

郵便等投票をするには、「郵便等投票証明書」(郵便等投票ができる人であることの証明書)の交付を受ける必要があります。交付申請の手続き方法などは別図1をご覧ください。選挙の時期に限らず、いつでも申請ができます。

◎「郵便等投票証明書」は選挙の都度、投票用紙などの請求に必要となります。

別表1

手帳の種類など	障害名など	等級など
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫機能障害、肝臓	1級から3級まで
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症まで
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

投票用紙などの請求および投票

「郵便等投票証明書」をお持ちの方には区選挙管理委員会から、6月22日に執行される東京都議会議員選挙の投票用紙などの請求書を送付します。「郵便等投票証明書」を添付してご請求ください(別表2参照)。

投票用紙などの請求、投票方法などについては別図2のとおりです。

代理記載制度

「郵便等投票証明書」をお持ちの方で別表3に該当する方は、あらかじめ申請をすることにより、代理記載の方法で投票することができます。

選挙管理委員会事務局

〒104-8404
築地1-1-1
☎(3546)5541

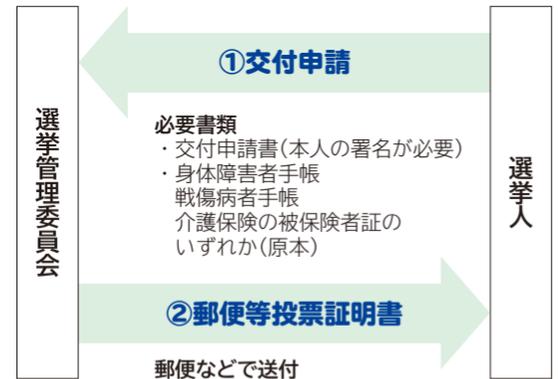
別表2

選挙管理委員会から投票用紙などの請求書送付	投票用紙などの請求期限	投票用紙などの発送日
5月下旬	6月18日(水)	6月11日(水)以降

別表3

手帳の種類	障害名	等級など
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢、視覚	特別項症から第2項症まで

別図1



別図2



東京都シルバーパスのご案内(4~9月新規購入者)

満70歳以上の都民は、都バス、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナー、都電、都内民営バスなどが利用できる「東京都シルバーパス」を購入できます。

有効期間

発行日から9月30日まで

購入方法

満70歳になる月の初日から、東京駅、門前仲町駅、浅草橋駅などにある都営バス・都営地下鉄定期券発売所で手続きをしてください。

費別表4のとおり

必要書類

- ・共通
住所・氏名・生年月日が確認できるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)
 - ・別表4①、②に当てはまる方(次のいずれか1点)
①介護保険料納入通知書
所得段階区分欄が1~6のもの
 - ①住民税課税(非課税)証明書
前年の合計所得金額が135万円以下のもの
 - ②生活保護受給証明書(生活扶助)
4月以降発行のもの
- ☎(一社)東京バス協会シルバーパス専用電話
☎(5308)6950
(土・日曜日、祝日を除く、午前9時~午後5時)

別表4

対象者	費用
①令和7年度住民税が「非課税」の方	1,000円
②令和7年度住民税が「課税」であるが、令和6年の税法上の合計所得金額が135万円以下の方	
③令和7年度住民税が「課税」の方のうち②に当てはまらない方	10,255円

◎10月以降については、制度見直しまでの措置として利用者負担の軽減を行う予定です。

「中央区再犯防止推進計画」を策定しました

区では、罪を犯した人などの円滑な社会復帰を支援し、区民の犯罪被害を防止するとともに、再犯防止の取り組みを推進することで、誰一人取り残さない社会の実現を目指すことを目的として、中央区再犯防止推進計画を策定しました。

計画の閲覧場所

区役所1階まごころステーション、地下1階情報公開コーナー、各特別出張所の他、HPでもご覧いただけます。

☎地域福祉課庶務係
☎(3546)5342



詳しくは区HPへ

区の公式HPやSNSをチェック!

区公式ホームページ



X(旧Twitter)



Instagram



YouTube



LINE

